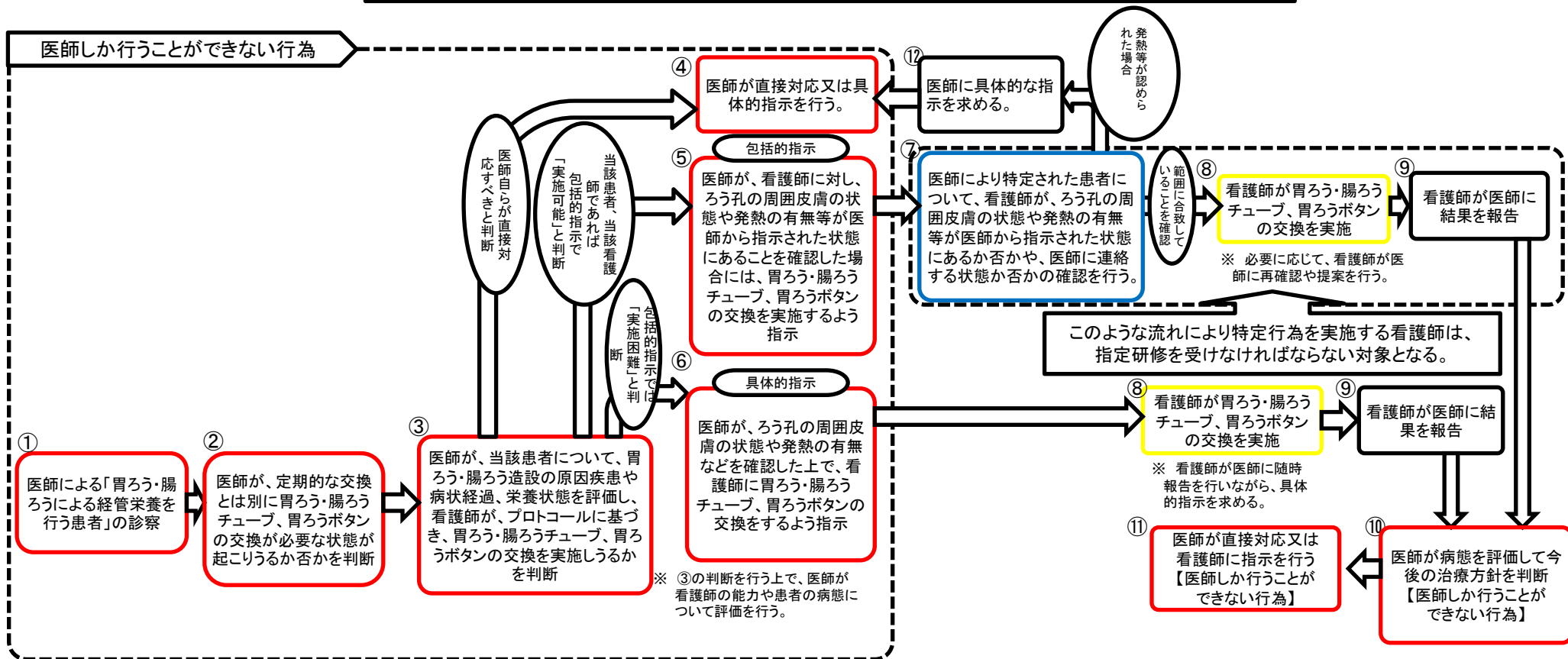




＜⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ＞

- 1) ろう孔の周囲皮膚の発赤・腫張・熱感や、発熱の有無が医師から指示された状態にある場合
 →胃ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換を実施
- 2) 発熱が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

2

